

学校体育施設の利用にあたり ご協力をお願いします

1. 利用時間を遵守してご利用ください

夜間のご利用時間

小学校は18:00～21:00 中学校は19:00～21:00です

利用時間には準備から片付けまでが含まれます。利用時間前の準備はできません。終了時は21時までに全員が退出できるようにご注意ください。

土曜日・日曜日・祝日の日中の利用時間

午前は9:00～12:00 午後は13:30～16:30 です

夜間と同様、利用時間には準備から片付けまでが含まれます。午前と午後を連続で使用する場合でも、12:00に退出し、13:30から活動を再開してください。昼食など学校内での飲食はお断りします。

学校周辺での会話などにもご注意ください

学校の周辺には住宅が近接しており、活動時の大きな声や指導上の強い言葉、車の出入り音などを気にされる方もいます。配慮あるご利用にご協力ください。

特に午後9時以降は、就寝する方もいらっしゃる時間帯です。学校周辺にとどまってるの会話等は控え、活動終了後は速やかに解散いただくようお願いいたします。

令和4年度より「拡充型放課後子ども教室」事業が始まります

放課後子ども教室は、子どもの安全安心な居場所を設け、遊びや学習・スポーツ・文化活動、地域住民との交流等の取り組みを推進する事業です。現在も、地域やPTAの方々のご協力のもと、全小学校で実施されていますが、令和4年度からは、「拡充型放課後子ども教室」が順次スタートし、スポーツ利用の前の時間は、放課後子ども教室として校庭や体育館を使用することになります。

これに伴い、これまでは学校教育に支障がなければ、夜間利用の団体が18時になる前から活動を始めることも可能でしたが、令和4年4月からは「拡充型放課後子ども教室」未導入の学校も含め、**スポーツ団体のご利用時間を18時からに統一**させていただきます。ご理解とご協力をお願いいたします。

裏面もご確認ください

ご利用いただける団体の要件等についての確認事項が記載されています。
本件に関するお問い合わせは 立川市スポーツ振興課 ☎042-529-8515 へ

2. 利用できる団体の要件をご確認ください

学校体育施設を多くの団体にご利用いただいておりますが、年数経過による制度の浸透や団体の成長などにより、新規利用の希望に添えないケースが発生しております。より適正かつ公平な運営のため、改めて利用のルールをお知らせいたします。各団体の規約等をご確認いただき、適正な利用へのご協力をお願いいたします。

学校体育施設をご利用いただける団体の要件

利用できるのは以下の要件をすべて満たしている団体です

- ・ 立川市に在住・在勤・在学の方で構成されている
- ・ 構成員が10人以上である
- ・ 代表者及び指導者が成人である
- ・ 営利を目的としない



以下のいずれかに該当する団体は利用できません

- ① 構成員に立川市に在住・在勤・在学のいずれにも当てはまらない方がいる
- ② 構成員が10人未満である
- ③ 未成年の方だけで構成されている
- ④ スクールや塾等のように、指導者側が主体となって団体運営をして、営利活動をしている

運営状況等の確認にご協力ください

スクールや塾のように指導者側が主体となって受講者・メンバーを募集していると思われる場合、団体について詳細をお尋ねしたり、書類の提出を求められることがありますのでご協力ください。

営利活動とみなされる場合、利用をお断りすることがあります。

学校体育施設が利用できない団体でも、市民体育館や屋外体育施設を利用できる場合がありますのでお問い合わせください。

本件に関するお問い合わせは 立川市スポーツ振興課 ☎042-529-8515 へ